

府中市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 4 月 2 4 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市規則第 2 3 号

府中市公有財産規則の一部を改正する規則

府中市公有財産規則（昭和 3 9 年 1 0 月府中市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 省 略 (1) 省 略 (2) <u>部長 府中市職務権限規程（昭和 4 5 年 7 月府中市訓令第 8 号）第 3 条第 1 号に規定する職位にある者をいう。</u> (3)～(6) 省 略 (事務分掌) 第 3 条 財産の取得(買収、交換、寄付又は無償譲渡により受領する	(定義) 第 2 条 省 略 (1) 省 略 (2) <u>部長 府中市組織規則（昭和 4 9 年 7 月府中市規則第 2 4 号）第 4 条第 1 項に規定する部長をいう。</u> (3)～(6) 省 略 (事務分掌) 第 3 条 財産の取得(買収、交換、寄付又は無償譲渡により受領する

場合を含む。ただし、総務管理部以外の部の支出負担行為に属する
手続を除く。)、処分その他の財産に関する事務は、別に定めがある
もののほか、総務管理部財産担当参事（以下「財産担当参事」とい
う。）が行う。

2 省 略

(1)～(2) 省 略

(3) 前2号に掲げるもの以外の財産は、財産担当参事（財産担当参事
が引継ぎを受けて管理することが著しく困難又は不適當である
と市長が認める財産にあつては、当該財産に係る事務又は事業を
所掌する部の部長）

（取得前の措置）

第4条 省 略

2 部長及び教育委員会は、設計を伴う建物、工作物の工事について
は、工事施行依頼書（第1号様式）により財産担当参事に依頼する
ものとする。

3 部長及び教育委員会は、買収により土地の取得に当たつては、用
地買収依頼書により財産担当参事に依頼するものとする。

4 省 略

場合を含む。ただし、総務管理部以外の部の支出負担行為に属する
手続を除く。)、処分その他の財産に関する事務は、別に定めがある
もののほか、総務管理部長が行う。

2 省 略

(1)～(2) 省 略

(3) 前各号に掲げるもの以外の財産は、総務管理部長（総務管理部
長が引継ぎを受けて管理することが著しく困難又は不適當である
と市長が認める財産にあつては、当該財産に係る事務又は事業を
所掌する部の部長）

（取得前の措置）

第4条 省 略

2 部長及び教育委員会は、設計を伴う建物、工作物の工事について
は、工事施行依頼書により総務管理部長に依頼するものとする。

3 部長及び教育委員会は、買収により土地の取得に当たつては、用
地買収依頼書により総務管理部長に依頼するものとする。

4 省 略

5 第3項の依頼があつたときは<u>財産担当参事</u>は、土地取得計画書を作成し、これを府中市公有財産審査委員会に提出するものとする。 (登記又は登録及び財産の引継ぎ)	5 第3項の依頼があつたときは<u>総務管理部長</u>は、土地取得計画書を作成し、これを府中市公有財産審査委員会に提出するものとする。 (登記又は登録及び財産の引継ぎ)
第5条 <u>財産担当参事</u>は、登記又は登録できる財産を取得したときは、遅滞なくその手続をしなければならない。	第5条 <u>総務管理部長</u>は、登記又は登録できる財産を取得したときは、遅滞なくその手続をしなければならない。
2 前項の手続が完了した場合及び前条第2項による工事が完了したときは、速やかにその取得又は完了した財産を<u>公有財産引継書(第2号様式)</u>により所管の部長又は教育委員会に引き継ぐとともに<u>公有財産引継報告書(第3号様式)</u>を作成し、<u>財産担当参事</u>に送付しなければならない。ただし、道路用地にあつては、公有財産引継報告を要しない。	2 前項の手続が完了した場合及び前条第2項による工事が完了したときは、速やかにその取得又は完了した財産を<u>公有財産引継書</u>により所管の部長又は教育委員会に引き継ぐとともに<u>公有財産引継報告書</u>を作成し、<u>総務管理部長</u>に送付しなければならない。ただし、道路用地にあつては、公有財産引継報告を要しない。
3 省 略	3 省 略
4 第2項の引継ぎを行うときは、引継者、被引継者及び<u>財産担当参事</u>が現場において立ち会うものとする。ただし、立ち会う必要がないと認められるときにあつてはこれを省略することができるものとし、道路用地の引継ぎを行うときにあつては<u>財産担当参事</u>の立会いを要しないものとする。 (財産の用途決定及び公有財産台帳の作成)	4 第2項の引継ぎを行うときは、引継者、被引継者及び<u>総務管理部長</u>が現場において立ち会うものとする。ただし、立ち会う必要がないと認められるときにあつてはこれを省略することができるものとし、道路用地の引継ぎを行うときにあつては<u>総務管理部長</u>の立会いを要しないものとする。 (財産の用途決定及び公有財産台帳の作成)
第7条 <u>財産担当参事</u>は、普通財産を行政財産にする必要が生じたと	第7条 <u>総務管理部長</u>は、普通財産を行政財産にする必要が生じたと

きは、その財産の用途及び所管する部(学校その他教育の用に供しようとする財産については教育委員会。以下本条において同じ。)を示して、市長の決定を受けなければならない。

2 前項の決定があつたときは、財産担当参事は、第5条第2項の手続に準じて当該財産を引き継ぐものとする。

3 第5条第2項、第3項及び前項の規定により財産の引継報告があつたときは、財産担当参事は、速やかに第14条に規定する公有財産台帳(正本・副本)を作成し、その副本を引き継いだ部長に送付しなければならない。

(建物の増改築による取得)

第8条 部長及び教育委員会は、所管する建物及び工作物の補修その他の工事等(ただし、第5条第2項の規定により引き継がれたものにあつては省略)により財産に変動があつたときは、公有財産変動通知書(第4号様式)により直ちに財産担当参事に通知しなければならない。

2 財産担当参事は、前項の規定により通知を受けたときは、第16条の規定に準じて価格を評定し、公有財産台帳(正本)の記載事項の変更を行うとともに、当該部長又は教育委員会に公有財産台帳変更通知書により通知しなければならない。

きは、その財産の用途及び所管する部(学校その他教育の用に供しようとする財産については教育委員会。以下本条において同じ。)を示して、市長の決定を受けなければならない。

2 前項の決定があつたときは、総務管理部長は、第5条第2項の手続に準じて当該財産を引き継ぐものとする。

3 第5条第2項、第3項及び前項の規定により財産の引継報告があつたときは、総務管理部長は、速やかに第14条に規定する公有財産台帳(正本・副本)を作成し、その副本を引き継いだ部長に送付しなければならない。

(建物の増改築による取得)

第8条 部長及び教育委員会は、所管する建物及び工作物の補修その他の工事等(ただし、第5条第2項の規定により引き継がれたものにあつては省略)により財産に変動があつたときは、公有財産変動通知書により直ちに総務管理部長に通知しなければならない。

2 総務管理部長は、前項の規定により通知を受けたときは、第16条の規定に準じて価格を評定し、公有財産台帳(正本)の記載事項の変更を行うとともに、当該部長又は教育委員会に公有財産台帳変更通知書により通知しなければならない。

3 省 略 (行政財産の用途の変更) 第10条 部長は、その所管する行政財産の用途の変更をする必要が生じたときは、理由を示して<u>財産担当参事</u>を通じ市長に申し出なければならない。 2 教育委員会が、市長と協議して、教育財産の用途の変更を決定したときは、<u>財産担当参事</u>に通知しなければならない。 3 省 略 (行政財産の所管換) 第11条 部長は、その所管する行政財産の所管換をする必要が生じたときは、関係の部長と協議のうえ、その理由及び所管換する部を示して、<u>財産担当参事</u>を通じ市長に申し出なければならない。 2～4 省 略 (損害の通知) 第12条 部長及び教育委員会は、その所管する財産が、災害その他の事故により滅失し、又は損傷したときは、<u>公有財産滅失・損傷通知書(第5号様式)</u>により直ちに<u>財産担当参事</u>に通知しなければならない。	3 省 略 (行政財産の用途の変更) 第10条 部長は、その所管する行政財産の用途の変更をする必要が生じたときは、理由を示して<u>総務管理部長</u>を通じ市長に申し出なければならない。 2 教育委員会が、市長と協議して、教育財産の用途の変更を決定したときは、<u>総務管理部長</u>に通知しなければならない。 3 省 略 (行政財産の所管換) 第11条 部長は、その所管する行政財産の所管換をする必要が生じたときは、関係の部長と協議のうえ、その理由及び所管換する部を示して、<u>総務管理部長</u>を通じ市長に申し出なければならない。 2～4 省 略 (損害の通知) 第12条 部長及び教育委員会は、その所管する財産が、災害その他の事故により滅失し、又は損傷したときは、<u>公有財産滅失・損傷通知書</u>により直ちに<u>総務管理部長</u>に通知しなければならない。
---	--

【削 除】

2 省 略

3 財産担当参事は、第1項の規定に基づく通知があつたときは、必要に応じて実地に調査を行い、財産の保全について適宜の措置を講じるとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

4 省 略

(土地の境界標)

第13条 財産担当参事は、土地を取得したときは、遅滞なく境界標を立てなければならない。ただし、道路又は下水道の用に供し、若しくは供するものと決定した土地については、都市整備部長が境界標を立てるものとする。

2 財産担当参事は、土地の境界に変更があつたときは、遅滞なく境界標を立てなければならない。

(1) 財産の用途、区分、所在及び数量

(2) 滅失又は損傷の日時及び原因

(3) 財産の被害の箇所及び数量

(4) 損害見積額及び復旧可能なものについては復旧見込額

(5) 損傷した財産の保全又は復旧のためにとつた応急措置

(6) その他必要と認める事項

2 省 略

3 総務管理部長は、前項の規定に基づく通知があつたときは、必要に応じて実地に調査を行い、財産の保全について適宜の措置を講じるとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

4 省 略

(土地の境界標)

第13条 総務管理部長は、土地を取得したときは、遅滞なく境界標を立てなければならない。ただし、道路又は下水道の用に供し、若しくは供するものと決定した土地については、都市整備部長が境界標を立てるものとする。

2 総務管理部長は、土地の境界に変更があつたときは、遅滞なく境界標を立てなければならない。

(公有財産台帳の整備) 第14条 財産の適正な記録管理を行うため<u>財産担当参事</u>は、財産について<u>公有財産台帳</u>（第6号様式、第7号様式及び第8号様式）を作成しなければならない。 2 <u>財産担当参事</u>は、公有財産台帳（正本）を備えて、財産の記帳整理をしなければならない。 3 行政財産については、所管の部長及び教育委員会は、公有財産台帳（副本）を備えて、<u>財産担当参事</u>の通知に基づき記帳整理しなければならない。 (台帳価格の改定) 第17条 <u>財産担当参事</u>は、3年ごとに、その年の3月31日の現況において、適正な時価をもつて評定した価格により台帳価格を改定しなければならない。ただし、価格を改定する必要があると認めるものについては、この限りでない。 2 省 略 (行政財産の用途廃止) 第32条 部長は、所管する財産の用途を廃止する必要があるときは、その理由を示して、<u>財産担当参事</u>を通じ市長に申し出なければ	(公有財産台帳の整備) 第14条 財産の適正な記録管理を行うため<u>総務管理部長</u>は、財産について<u>公有財産台帳</u>を作成しなければならない。 2 <u>総務管理部長</u>は、公有財産台帳（正本）を備えて、財産の記帳整理をしなければならない。 3 行政財産については、所管の部長及び教育委員会は、公有財産台帳（副本）を備えて、<u>総務管理部長</u>の通知に基づき記帳整理しなければならない。 (台帳価格の改定) 第17条 <u>総務管理部長</u>は、3年ごとに、その年の3月31日の現況において、適正な時価をもつて評定した価格により台帳価格を改定しなければならない。ただし、価格を改定する必要があると認めるものについては、この限りでない。 2 省 略 (行政財産の用途廃止) 第32条 部長は、所管する財産の用途を廃止する必要があるときは、その理由を示して、<u>総務管理部長</u>を通じ市長に申し出なければ
--	--

ならない。

2 用途廃止の決定があつたときは、その財産を所管する部長は、直ちにその財産に公有財産台帳（副本）を添えて財産担当参事に引き継がなければならない。ただし、財産担当参事が必要があると認めるときは、次に掲げる財産は、当該財産を所管する部長が引き続き管理し、又は処分を行うことができる。

(1)～(4) 省 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、財産担当参事が引継ぎを受けて管理することが著しく困難又は不適當であると市長が認める財産

3 省 略

(財産の現在高報告)

第37条 財産担当参事は、毎年3月31日現在の財産の現在高を公有財産台帳により計算して、5月31日までに公有財産現在高報告書を作成し、市長に報告するとともに会計管理者に対し通知しなければならない。

2 前項の規定に基づく報告書を作成する場合、財産担当参事は、部長及び教育委員会の保有する公有財産台帳の副本と照合し、必要な調整を行わなければならない。

ならない。

2 用途廃止の決定があつたときは、その財産を所管する部長は、直ちにその財産に公有財産台帳（副本）を添えて総務管理部長に引き継がなければならない。ただし、総務管理部長が必要があると認めるときは、次に掲げる財産は、当該財産を所管する部長が引き続き管理し、又は処分を行うことができる。

(1)～(4) 省 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、総務管理部長が引継ぎを受けて管理することが著しく困難又は不適當であると市長が認める財産

3 省 略

(財産の現在高報告)

第37条 総務管理部長は、毎年3月31日現在の財産の現在高を公有財産台帳により計算して、5月31日までに公有財産現在高報告書を作成し、市長に報告するとともに会計管理者に対し通知しなければならない。

2 前項の規定に基づく報告書を作成する場合、総務管理部長は、部長及び教育委員会の保有する公有財産台帳の副本と照合し、必要な調整を行わなければならない。

(取得、処分等の決定) 第38条 <u>財産担当参事</u>は、次の場合には、あらかじめ府中市公有財産審査委員会に付議し、その審査結果を尊重して決定するものとする。 (1)～(3) 省 略	(取得、処分等の決定) 第38条 <u>総務管理部長</u>は、次の場合には、あらかじめ府中市公有財産審査委員会に付議し、その審査結果を尊重して決定するものとする。 (1)～(3) 省 略
---	---

第3号様式、第4号様式及び第5号様式中「総務管理部長」を「総務管理部財産担当参事」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市公有財産規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。